**◆令和4年度 特に優れた業績による返還免除候補者　実施要領◆**

**提出期限：令和５年２月２０日（月）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | | 提出部数 | 取扱注意点等 |
| (1) | 推薦理由書  （様式2） | 紙媒体2部  電子ファイル | 1. 課程、研究科名・専攻名、学籍番号、奨学生番号、氏名を入力ください 2. 選考及び順位付けの理由は**指導教員**に依頼ください。 3. 博士学生は裏面の記入も必要となりますのでご注意ください。 |
| (2) | 業績優秀者返還免除  申請書（様式1） | 紙媒体3部  電子ファイル | 記入例を参照ください。 |
| (3) | 業績を証明する資料  リスト | 紙媒体2部  電子ファイル | 「業績項目・該当評価項目」、「業績内容（資料タイトル）」を記入 |
| (5) | 業績を証明する資料 | 紙媒体3部 | 1. (1)申請書の業績記入欄、及び(3)の資料リストに応じた内容の資料を提出（A4判に揃えること） 2. 論文等は「論文要旨」等、簡略化した内容をA4判1枚（両面印刷）程度にまとめ提出 3. 各資料の表紙右上には“資料(リスト)番号”“研究科名”“学籍番号”“奨学生番号”“氏名”を必ず記入 4. 成績証明書は教務係にて準備いたしますが、業績を証明する資料リストに記載願います。 |

1. 提出書類は以下のとおりです。
2. コピーや写真、雑誌の掲載部分、賞状の写し等、評価されたことがわかるものを提出してください。また、「学位論文その他の研究論文」の証明書類も、**本人氏名・作成年月日及び論文タイトルがわかる部分の写し等と論文内容の概要を提出**願います。**論文全体の写しは不要**です。
3. 申請に必要な書類は必ずしも手書きで作成いただく必要はありません。ただし、返還免除の申請者が作成する書類については、大学等、第三者が本人に代わって作成することは認められません。

※同一の業績は、なるべく1枚にまとめ**うらおもて**にすること。

**資料（リスト）番号、**

**研究科名、学籍番号、奨学生番号、氏名**を記入すること

資料1

**おもて**

学会誌表紙の写しなど

***（HPの画面コピーでも可）***

学会名

開催年月日

等が分かるページ

資料1

**うら**

***学会ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの写しなど***

本人氏名

発表題目等が分かる

ページ

(該当箇所にマーカー)

***業績を証明する資料〔例〕***

A4判に統一

●学会

●投稿論文

資料2

**おもて**

論文タイトル、本人氏名

の入ったページ

資料2

**うら**

アクセプトされたことが分かる資料

（出版社からのメール等）

論文タイトル、アクセプト

の日付が入っていること

1. 例年、業績の**年月日**（特に年）が不明なものが多くあるため、業績資料を提出する際は、表紙やプロ グラム等、日付の確認できる箇所を添付願います。（業績として認定できるのは、当該課程に在籍し、かつ奨学金を貸与されていた期間中のもののみです。）
2. 業績資料には、業績リストに対応した資料番号を右上に付記願います。
3. **業績資料の本人の氏名や題目部分には原本、写し共にマーカーで印をつけて**ください。
4. 業績資料はA4判（両面印刷）に統一願います。
5. 返還免除の認定結果が通知される前に返還期日が到来する場合があります。認定結果が出るまで猶予を希望する方は下記書類の提出が必要となるため、教務係までご連絡ください。貸与が終了した翌年度9月末まで返還が猶予されます。

・令和5年3月まで在学する方：在学届

・在学していない方：(1)「奨学金返還期限猶予願」（2021年度返還のてびきP.32、2022年度返還の手引きP39）事由欄に“優れた業績免除申請中”と記入する。

(2)「業績優秀者返還免除申請書」の写し

**新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の延長対応について**

　新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合は、特例として令和5年度の申請が可能となります。延長を希望する場合は**「業績優秀者返還免除申請期間延長届」（様式３）を2月10日（金）までに教務係へ提出してください。**

　以下、留意点です。

　・令和5年度も在学する者に限ります。令和4年度に課程を修了する場合は対象外です。

・新型コロナ感染症の影響以外の事情による場合は対象外です。

　・この特例の対象者は貸与期間を延長し、延長期間中を休止とする扱いとなります。別途異動願等の手続きは不要です。延長期間中の奨学金貸与はありませんが、この間に挙げた業績は令和5年度返還免除対象となります。

　・令和3年度にこの特例措置を認められたが引き続き同じ理由で業績を上げられなかった場合は、再度の申請によりさらに1年の延長が可能となります。

・この特例措置による延長期間の適用は通算2年までとなります。